

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 4 月初旬から中旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[行政法規]

- 「国務院の医薬衛生体制改革短期重点実施方案(2009~2011 年)の印刷・発布に関する通知」(国発[2009]12 号、2009 年 3 月 18 日発布・実施)

前日に発表された「中共中央、国務院の医薬衛生体制改革の深化に関する意見」(中発[2009]6 号)に基づく 3 年間の実施計画。現行の 3 種類の医療保険制度(都市従業員基本医療保険、都市住民基本医療保険及び新型農村合作医療制度)の加入率を 3 年以内に 90%以上とすること、保険金の最高給付額を都市従業員賃金、都市住民可処分所得または農民純収入の 6 倍前後またはそれ以上とすること、国は基本医薬品を定め、政府が運営する末端の医療機関での薬価差益をなくすこと、3 年以内に中央の支援で全国に 2000 ヲ所前後の県級病院を建設すること、2009 年から 15 才以下への B 型肝炎予防接種を実施することなどが盛り込まれている。また、その実施に当たっては、各級政府が 8500 億元、うち中央財政から 3318 億元を投入することが定められている。

[規則]

- 「国家税務総局の保税物流中心及び輸出加工区の機能開拓の関係税収問題に関する通知」(国税函[2009]145 号、2009 年 3 月 18 日発布)

①保税物流中心に国内貨物が入る場合、輸出とみなし増値税還付政策を実行する(対象となる保税物流中心は全国 23 ヲ所で、既に増値税還付政策を実行している蘇州工業園保税物流中心と蘇州高新区保税物流中心を除く)、②輸出加工区に物流配送用の国内貨物が入る場合は増値税還付政策を実行し、出る場合は一般の輸入貨物と同じく増値税・消費税を徴収または免除する(実施は 2009 年 1 月 1 日から)、③輸出加工で研究開発・検査・修理業に従事する場合の税収管理弁法を別に制定する、など。

- 「工業情報化部のオートバイ参入管理事項の更なる完備化に関する通知」(工信部産業[2009]115 号、2009 年 3 月 25 日発布・実施)

オートバイ生産企業の条件を厳しくしたもの。独立法人を新設する場合、総投資額は 2 億元以上、固定資産投資額(土地使用権等の無形資産を含まず)は 1 億元以上(うち設備投資額 8 千萬元以上)、登録資本 8 千萬元以上など。

- 「国家税務総局の輸入免税設備税関監督管理解除の輸入増値税追納控除問題に関する同意」(国税函[2009]158 号、2009 年 3 月 30 日発布、同年 1 月 1 日実施)

2008 年末までに免税で輸入した設備に対する税関の監督管理を期限前(5 年以内)に解除し、2009 年 1 月 1 日以降に輸入増値税を追納した場合、税関が発行した増値税専用納税書により売上税額からの控除を認めるとした通知。ただし、解除後に設備を販売した場合は、増値税を課税するとしている。

- 「商務部、工業・情報化部、公安部、財政部、国家税務総局、国家工商行政管理総局、中国銀行業監督管理委員会、中国保険監督管理委員会の自動車消費促進に関する意見」(商建発[2009]114 号、2009 年 3 月 30 日発布・実施)

自動車の消費を促すための措置として、①「自動車ブランド販売管理実施弁法」(商務部・国家発展改革委員会・国家工商行政管理総局令 2005 年第 10 号、2005 年 4 月 1 日施行)の早期改正による多様な経営モデルの奨励など自動車販売の促進、②中古車市場の育成と規範化、③老朽自動車の廃棄・更新の加速、④農村市場の開拓、⑤「自動車消費ローン管理条例」の制定など融資支援の拡大があげられている。

<p>○「旅行社条例実施細則」(国家旅游局令第30号、2009年4月3日公布、同年5月3日施行)</p>	<p>「旅行社条例」の新制定(国务院令第550号、2009年2月20日公布、同年5月1日施行)に伴い、制定されたもの。なお、「旅行社条例」については、本誌2009年3月4日号をご参照。</p>
<p>●「商務部、税関総署、国家品質監督検疫検疫総局の中古機電設備輸入手続きの簡素化に関する通知」(商産発[2009]166号、2009年4月10日発布・実施)</p>	<p>詳細は、下記の解説をご参照。</p>

●中古設備の輸入手続きが簡素化

今月から中古設備の輸入手続きが簡素化される。これは上記表中の通知によるもので、対外貿易の安定成長と国際金融危機への対応策として策定されつつある十大産業調整・振興計画の支援を目的として実施される。その要点は、次のとおり。

1. 輸入許可証書の申請・受領手続きの簡素化

- ① 自動輸入許可証の取得が必要で、船積み前検査が不要な場合、機電製品輸入管理部門に直接申請してよい。船積み前検査が必要な場合は、現行規定どおり手続きを行う。処理期限は5業務日を超えない。

注：自動輸入許可証の対象となる機電製品は、現在490品目(リストは商務部のHPをご参照。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200812/20081205975761.html>)。従来は、まず検疫検疫局に申請し、自動輸入許可証または輸入許可証が必要な場合は、検疫検疫局から「業務連絡表」の交付を受けて機電製品輸入管理部門に申請し、再度検疫検疫局で手続きを行うというやり方で、手続きの処理期限も明らかでなかった。

- ② 輸入許可証の取得が必要な場合は、現行規定どおり手続きを行うが、設備の製造時期が5年を超えない場合、機電製品輸入管理部門の処理期限は10業務日を超えない。

注：輸入許可証の対象となる機電製品は、「重点中古機電製品」とされるもので、現在、化学、セメント、冶金、工専用、抄紙、電力・電気、食品加工・包装、農業用、印刷、紡織の各設備と船舶、印刷・複写機用ドラムの12種類97品目が指定されている(リストは商務部のHPをご参照。
<http://www.mofcom.gov.cn/accessory/200812/1230086790224.xls>)

2. 通関での利便の提供

税関の企業分類管理の類別がAA類とA類の企業に対して、通関で利便を提供する。

3. 検疫検疫での利便の提供

- ① 申請資料で設備の状態が良好で、安全・衛生・環境のリスクが小さいことが判定される場合は、船積み前検査を免除し、着荷検査のみとする。着荷検査は現行規定どおり行う。

注：現行規定では、検疫検疫局に申請後、5業務日以内に船積み前検査の要不要が判定される。船積み前検査を行う場合は、一般に検疫検疫局が委託する国外の検査機関が行うが、その期間については定めがない。着艦検査についても、輸入企業は貨物到着後6日以内に検疫検疫局に申請することとされているが、期間の定めはない。

- ② 申請資料で安全・衛生・環境のリスクが大きいことが判定された場合、および抄紙、化学、冶金等の大型プラント設備については、現行規定どおり船積み前検査を行う。

- ③ 「輸入禁止貨物目録(第2次)」に記載される中古機電製品については、輸入許可証書、検疫検疫、通関の申請を受理しない。

注：「輸入禁止貨物目録(第2次)」については、商務部のHPをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200207/20020700031667.html?889241402=300249806>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部
 池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**3月の貿易収支発表 好転の兆しか**: 税関総署が10日に発表した貿易収支のデータによると、3月の輸出は前年同月比▲17.1%の902.9億米ドル、輸入は同▲25.1%の717.3億米ドル、貿易黒字は同41.2%増の185.6億米ドルとなった。但し、前月比では、輸出は32.8%増(*)、輸入は14.0%増(*)となり、税関総署は明らかな好転の兆しが見えたとコメントしているが、業種別では、アパレル等労働集約型商品は増加に転じたものの、電気機械製品等は減少が続き、ばらつきがあることから、4月の統計が注目される。

(*) 営業日数で調整済の数値。

◆**「医薬衛生体制改革実施案」発表 民生改善、内需拡大を狙う**: 国務院は6日、医薬体制改革の実施案を発表した。2009年から2011年までに、総額約8,500億元(うち、中央政府支出3,318億元)にのぼる財政資金を投入して、基本医療保障制度、薬品管理制度の確立等を重点的に実施する。医薬体制改革は民生改善、調和のとれた社会の構築に重要であると同時に、内需拡大、経済発展の維持にとっても重要な措置となる。また、実施案には農村等の医療機関の建設が挙げられていることから、医療設備の需要増も期待できると見られている。

【産業】

◆**3月の自動車生産・販売台数 共に100万台突破**: 中国自動車工業協会が11日に発表したデータによると、3月の自動車生産台数は前年同月比5.55%増の109.54万台、販売台数は同5.01%増の110.98万台と、共に過去最高の台数を記録した。小型車購入税引き下げや「自動車下郷(財政補助等による自動車の農村販売拡大)」等の産業振興策の効果が現れ、販売は3ヶ月連続で米国を超え世界第1位となった。同協会は自動車産業の本格的回復を断言するには時期尚早ではあるが、良好な兆しとみている。

【貿易・投資】

◆**商務部 対外投資国別ガイドブックを作成**: 商務部は10日、「対外投資・提携国(地域)別ガイドブック」を作成したことを発表した。対象国は日本、ドイツ、カナダ、カメルーン、チリ等20ヶ国で、政治、経済、社会概況及び投資注意事項等を紹介している。商務部は3月に「境外投資管理弁法」を発表するなど、政府の海外投資促進政策のもと、投資企業に有益な情報を提供し、積極的な国外市場開拓、国際競争力の強化を促している。なお、今後世界160ヶ国・地域に拡大する予定という。

【金融・為替】

◆**人民元建て貿易決済の試験地区を発表**: 国務院常務会議は8日、人民元建て貿易決済の試験地区として、上海、広東省の広州、深圳、珠海、東莞の5都市を選定した。2008年12月の同会議で決定された広東省、長江デルタ地区と香港・マカオ地区における人民元貿易決済試行の第一陣となる。国際的な金融危機に見舞われる中、輸出入企業の為替リスクヘッジ、対外貿易の安定化等が目的と見られる。なお、具体的な試験銀行、試験企業、決済方法等の詳細は未定。今後、人民銀行、税関等関連部門より詳細規定が公布される予定。

◆**2009年第1四半期の外貨準備高発表 過去8年で最低の伸び**: 人民銀行は11日、2009年3月末の外貨準備高が前年同期比16.14%増の1兆9,537億米ドルとなったことを明らかにした。但し、第1四半期の増加額は77億米ドルにとどまり、前年同期の1,539億米ドルに比べて激減し、過去8年で最も低い伸びとなった。金融危機の影響で、ユーロ、円の対米ドル相場が下落し、外貨準備のうち米ドル以外の通貨資産の換算額が減少したこと、資本の流出があったこと等が一因と見られている。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close		前日比	Close	
2009.04.07	6.8355	6.8352~6.8376	6.8368	0.0020	6.8127	-0.0217	0.8820	0.0000	9.0748	-0.1277	0.9600	2560.27	20.37
2009.04.08	6.8380	6.8355~6.8384	6.8359	-0.0009	6.8453	0.0326	0.8820	-0.0001	9.0246	-0.0502	0.9500	2463.87	-96.40
2009.04.09	6.8354	6.8344~6.8360	6.8347	-0.0012	6.8345	-0.0108	0.8818	-0.0001	9.1020	0.0774	0.9600	2497.99	34.12
2009.04.10	6.8353	6.8332~6.8353	6.8336	-0.0011	6.8060	-0.0285	0.8816	-0.0002	8.9770	-0.1250	0.9500	2565.50	67.51

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は休場明けとなる7日に6.8355でオープン。重要経済指標発表予定を控え様子見ムード強く、引き続き6.83台の小幅なレンジ内での値動きのまま6.8336にて越過となった。来週は第1四半期GDPをはじめ、鉱工業生産や消費者物価指数等重要経済指標の発表が相次ぐ予定。相対的に早期の中国景気底入れに対し楽観的な見方も台頭している一方、急拡大する国内貸出に対する懸念の声も聞こえ始めており、発表指標には注目したい。尚、今週は国際貿易の人民元決済に関し、上海と広東省など計5都市を試験地区とすることが発表された。但し、実際の決済開始にはさらに時間がかかると思われ、実需原則が徹底される限り相場への影響は限定的となろう。来週は発表経済指標をにらみながらの相場展開が予想されるものの、為替相場水準を変更するほどの期待感はなく、引き続き6.83台での値動きがメインシナリオとなろう。(4月10日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。